

指定介護療養型医療施設の人員、 設備及び運営に関する基準

(平成11年厚生省令第41号) (抄)

改 正 案	現 案 行
<p>第四章 運営に関する基準</p> <p style="padding-left: 20px;">(提供拒否の禁止)</p> <p><u>第六条の二</u> 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">(サービス提供困難時の対応)</p> <p><u>第六条の三</u> 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">(要介護認定の申請に係る援助)</p> <p><u>第八条</u> 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p><u>2</u> 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">(入退院)</p> <p><u>第九条</u> (略)</p> <p><u>2</u> 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護</p>	<p>第四章 運営に関する基準</p> <p style="padding-left: 20px;">(入退院)</p> <p><u>第八条</u> (略)</p> <p><u>2</u> 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。</p> <p><u>3</u> 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護</p>

改 正 案	現 案 行
<p>療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、<u>その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第七条第十八項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。</u></p> <p>4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。</p> <p>5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、<u>居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>（サービスの提供の記録）</u> 第十条 （略） 2 指定介護療養型医療施設は、<u>指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければな</u></p>	<p>療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</u></p> <p>5 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者の心身の状況、<u>病歴等の把握に努めなければならない。</u></p> <p>6 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。</p> <p>7 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、<u>退院後の主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>（要介護認定の申請に係る援助）</u> 第九条 <u>指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、患者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう援助を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。</u></p> <p><u>（入退院の記録の記載）</u> 第十条 （略）</p>

改 正 案	現 案 行
<p>らない。</p> <p><u>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</u></p> <p>第十四条 <u>指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p><u>(施設サービス計画の作成)</u></p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 <u>施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置</u></p>	<p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 <u>施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、</u></p>

改 正 案	現 案 行
<p>かかれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>4 <u>計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勧案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</u></p> <p>6 <u>計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</u></p> <p>7 <u>計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。</u></p> <p>8 <u>計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。</u></p> <p>9 <u>計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセス</u></p>	<p>施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。</p> <p>3 <u>計画担当介護支援専門員は、入院患者及びその家族の希望、入院患者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、当該入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成しなければならない。</u></p> <p>4 <u>計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入院患者に対して説明し、同意を得なければならない。</u></p> <p>5 <u>計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、介護療養施設サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継</u></p>

改 正 案	現 行
<p>メントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 定期的に入院患者に面接すること。</p> <p>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>一 入院患者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合</p> <p>二 入院患者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p>12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。</p>	<p>継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入院患者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>6 第二項から第四項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。</p> <p>（指定介護療養施設サービスの取扱方針）</p> <p>第十五条 指定介護療養施設サービスは、入院患者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。</p> <p>3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。</p> <p>4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保</p>

改 正 案	現 案 行
<p>(看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第二十三条の二 計画担当介護支援専門員は、第十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>二 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>三 第三十二条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。</p> <p>四 第三十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置を記録すること。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第三十二条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、法第二十三条</p>	<p>護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為を行ってはならない。</p> <p>5 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(看護及び医学的管理の下における介護)</p> <p>第十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第三十二条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、法第二十三条</p>

改 正 案	現 案 行
<p>の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 <u>指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第二号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p> <p>6 <u>指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。</u></p> <p>（地域との連携等）</p> <p>第三十三条 （略）</p> <p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>（事故発生時の対応）</p> <p>第三十四条 （略）</p> <p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第三十六条 （略）</p> <p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、入院患者に対</u></p>	<p>の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 <u>指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第百七十六条第一項第二号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u></p> <p>（地域との連携等）</p> <p>第三十三条 （略）</p> <p>（事故発生時の対応）</p> <p>第三十四条 （略）</p> <p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第三十六条 （略）</p> <p>2 <u>指定介護療養型医療施設は、入院患者に対</u></p>

改 正 案	現 行
<p>する<u>指定介護療養施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 <u>施設サービス計画</u></p> <p>二 <u>第十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</u></p> <p>三 <u>第十四条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>四 <u>第二十一条に規定する市町村への通知に係る記録</u></p> <p>五 <u>第三十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録</u></p> <p>六 <u>第三十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録</u></p>	<p>する<u>指定介護療養施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十五年三月三十一日においてこの省令による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第三条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かない指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）については、平成十八年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第二十五条第二項の規定にかかわらず、新基準第十五条並びに第二十三条の二第一号及び第二号に規定する業務を指定居宅介護支援事業者（当該指定介護療養型医療施設の開設者を除く。次項において同じ。）に委託することができる。

2 前項の規定の適用を受けて新基準第十五条並びに第二十三条の二第一号及び第二号に規定する業務を指定居宅介護支援事業者に委託する指定介護療養型医療施設については、新基準第二条第一項第五号に規定する介護支援専門員を置かないことができる。

3 前項の規定の適用を受けて新基準第二条第一項第五号に規定する介護支援専門員を置かない指定介護療養型医療施設にあつては、当該指定介護療養型医療施設の従業者が新基準第二十三条の二第三号及び第四号に規定する業務を行うものとする。